（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三　［略］

［2～5　略］

6　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした表示を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の表示をするものとする。

第二十一条の四　［略］

［2・3　略］

4　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項において準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした表示を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の表示をするものとする。

（永住許可）

第二十二条　［略］

2　前項の場合において、前項の申請が一歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［3・4　略］

（在留資格の取得）

第二十四条　［略］

2　［略］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　一歳に満たない者

［二～五　略］

［4～7　略］

（永住者の在留資格の取得）

第二十五条　［略］

2　前項の場合において、前項の申請が一歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3　［略］

（旅券等の提示要求ができる職員）

第二十六条　法第二十三条第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

五　［略］

（申請内容の変更の申出）

第二十一条の三　［同上］

［2～5　同上］

6　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十一条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

第二十一条の四　［同上］

［2・3　同上］

4　中長期在留者が第一項の申出をしたときは、第二十一条第四項が準用する第二十条第五項の規定により在留カードにした記載を抹消し、当該在留カードに法第二十条第二項の規定による申請があつた旨の記載をするものとする。

（永住許可）

第二十二条　［同上］

2　前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

［3・4　同上］

（在留資格の取得）

第二十四条　［同上］

2　［同上］

3　前項の場合において、第一項の申請が次に掲げる者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

一　十六歳に満たない者

［二～五　同上］

［4～7　同上］

（永住者の在留資格の取得）

第二十五条　［同上］

2　前項の場合において、前項の申請が十六歳に満たない者に係るものであるときは、写真の提出を要しない。ただし、地方出入国在留管理局長が提出を要するとした場合は、この限りでない。

3　［同上］

（旅券等の提示要求ができる職員）

第二十六条　法第二十三条第三項に規定する国又は地方公共団体の職員は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　住民基本台帳に関する事務（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に係るものに限る。）に従事する市町村の職員

五　［同上］